

ご 案 内

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

- 1．当病院は療養病棟入院基本料 1 の届出を行っており、1 日に 7 人以上の看護職員と 7 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 9 時から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 15 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
- ・夕方 17 時から朝 9 時までの看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 43 人以内です。

- 2．当病院は、次の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局長へ行っています。

療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）

（在宅復帰機能強化加算、夜間看護加算、経腸栄養管理加算）

療養病棟療養環境加算 1

認知症ケア加算 3

がん治療連携指導料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅がん医療総合診療料

機能強化加算

在宅療養支援病院（別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(2)に規定する）

運動器リハビリテーション料()

口腔管理連携加算

電子的診療情報連携体制整備加算

- 3．当病院は、入院時食事療養()・入院時生活療養()の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温にて提供しています。

提供時間 （朝食：8 時 昼食：12 時 夕食：18 時）

- 4．当病院では、入院証明書等の文書料や保険適用外費用については実費の負担をお願いしています。なお、保険診療は非課税ですが、文書料・保険適用外費用には消費税が課税されます。



医療法人 正誠会
倉 重 病 院